

市長提案説明

ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第7号までの平成24年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号及び議案第2号につきましては、水産物卸売市場の清掃業務等の委託先を10月から変更する必要が生じたことから、この変更に伴う所要の経費を計上いたしました。

次に、議案第3号から議案第7号までの主なものといたしましては、一般会計では、平成23年度に、国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金を計上したほか、9月から開始する不活化ポリオワクチン接種に伴う導入経費、10月に開設予定の（仮称）認定こども園桂岡幼稚園での延長保育実施のための補助金、障害者虐待の通報や相談などを行うため福祉部内に設置する「障害者虐待防止センター」の運営事業費などについて、所要の経費を計上いたしました。

また、当初予算の編成において、財源不足により計上を留保しておりました除雪費につきましても予算措置をいたしました。

なお、本年度の普通交付税の交付額が決定し、予算額を上回る分について、平成23年度一般会計の決算剰余金である「繰越金」とともに、「財政調整基金」へ積み立てることとし、所要の補正をいたしました。

これらに対する一般会計の財源といたしましては、地方交付税、国・道支出金、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入を計上し、以上の結果、一般会計における補正総額は、16億8,047万1,000円の増となり、財政規模は584億4,973万7,000円となりました。

次に、特別会計の主なものといたしましては、国民健康保険事業において、平成23年度に、国や道などから超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

次に、議案第8号から議案第22号までの平成23年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額582億1,709万8,686円に対し、歳出総額は570億4,337万655円となり、翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は11億7,338万4,231円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。また、前年度の実質収支を考慮した単年度収支は1,055万6,939円の赤字、財政調整基金への積立額を加えた実質単年度収支は、6億5,621万3,262円の黒字となりました。

平成23年度は、歳入では、特別交付税が予算を上回り、歳出では、職員給与費、生活保護費のほか、他会計への繰出金などにおいても不用額が生じたことなどにより、実質収支は黒字となりましたが、平成22年度からの繰越金を差し引いた単年度収支は、赤字となったところであり、財政運営は引き続き楽観視できない状況であります。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成23年度の健全化判断比率等についてであります。が、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は算定の結果、平成22年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。「実質公債費比率」は14.3パーセント、「将来負担比率」は108.5パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、平成22年度と比較しますと、それぞれ0.5ポイント、5.1ポイント改善されました。また、病院事業などの公営企業に係る「資金不足比率」につきましても、算定の結果、平成22年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成23年度において実施した主な事業について、第6次小樽市総合計画のまちづくりの五つのテーマに沿って説明申し上げます。

まず、生涯学習に係る「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち」では、潮見台小学校、長橋中学校など4校について、校舎等の大規模改造工事などを実施いたしました。



また、新光・オタモイの二つの共同調理場を統合し新築するための建設用地を取得し、併せて新共同調理場の実施設計などを行いました。

市民福祉に係る「ともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち」では、新光保育園改築のため、「保育所緊急整備事業費補助金」による助成を行いました。また、新病院の建設に向けて、病院統合新築工事の実施設計を行ったほか、新夜間急病センターの建設用地を取得いたしました。

生活基盤に係る「安全で快適な住みよいまち」では、オタモイ住宅4号棟の建設工事に着手したほか、2か所のロードヒーティングを更新するとともに、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を購入いたしました。

産業振興に係る「人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち」では、東アジア圏からの外国人観光客誘致の取組として、中国人観光客の誘致促進のため、東アジア圏観光キャンペーン経費の一部を助成したほか、円滑な漁業活動及び安全で快適な漁業就労環境の創出を図るため、忍路漁港整備関連事業を実施いたしました。

環境保全に係る「自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち」では、老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を計画的に行うため「公園施設長寿命化計画」の策定を開始したほか、南小樽周辺地域の子供の遊び場や市民の憩いの場として「住吉公園」を整備いたしました。

そのほか、本市の厳しい雇用情勢に鑑み、市独自の雇用対策事業をはじめ、北海道の基金を活用した「緊急雇用創出推進事業」、「ふるさと雇用再生特別対策推進事業」、「重点分野雇用創出事業」や、国の経済対策として平成22年度補正予算によって措置された「きめ細かな交付金」、「住民生活に光を注ぐ交付金」を活用した各種事業を実施したほか、「東日本大震災に係る経済対策」などにも積極的に取り組んだところであります。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、地方交付税が約3億6,911万円の増収となりましたが、国庫支出金が約5億4,946万円、道支出金が約3億

3, 260万円、繰入金が約4億6, 992万円、市債が10億6, 410万円それぞれ減収となり、歳入総額では、約21億3, 416万円の減収となりましたが、このうち、約11億6, 704万円については、翌年度繰越事業の財源であり、平成24年度に歳入される予定となっております。

歳出につきましては、翌年度への繰越事業分を除き、約21億4, 050万円の不用額を生じましたが、この主なものとしたしましては、民生費では扶助費の減などにより約6億9, 438万円、土木費では下水道事業会計への繰出金の減などにより約4億7, 196万円、職員給与費では職員手当等の減などにより約2億1, 493万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主なものについて説明申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、歳入総額173億967万3, 848円に対し、歳出総額169億6, 967万3, 384円となり、差引き3億4, 000万464円の剰余金を生じました。この剰余金のうち、2億4, 841万1, 536円は、国・道支出金及び支払基金交付金が超過交付となったものであり、平成24年度に精算するものであります。

住宅事業につきましては、歳入・歳出総額ともに、12億3, 033万373円となりました。主な事業としたしましては、オタモイ住宅4号棟の建設工事に着手したほか、市営住宅改善事業として、塩谷C住宅4号棟などの外壁等改修工事やガス管改修工事を行ったほか、平成24年度に北海道から移管を受ける道営若竹団地1号棟の耐震・リモデル設計などを行いました。

介護保険事業につきましては、歳入総額131億1, 806万6, 105円に対し、歳出総額131億1, 536万9, 257円となり、差引き269万6, 848円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金が超過交付となった2, 014万7, 876円は、平成24年度に精算することとなり、国・道支出金及び支払基金交付金の不足額6, 056万3, 064円については平成24年度に追加交付されます。また、73万9, 960円は被保険者への還付金であり、4, 237万2, 076円は介護給付費準備基金へ積み立て



ることといたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額18億8,975万2,623円に対し、歳出総額18億5,151万6,412円となり、差引き3,823万6,211円の剰余金を生じました。この剰余金のうち3,798万2,599円は、平成23年度の後期高齢者医療保険料のうち後期高齢者医療広域連合へ納付未済となったものを平成24年度に納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、一般会計繰入金の減等により、平成22年度に比べ収益は減少しましたが、平成23年度末資金過不足額はプラスを維持しています。

内容について説明いたしますと、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は外来収益の増などにより1,235万145円の増収となり、支出では職員給与費の減などにより7,200万8,341円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れや他会計出資金の減などにより2,543万6,880円の減収となり、支出では建設改良費などで2,734万3,026円の不用額を生じました。

なお、8,038万4,424円の当年度純利益を生じたことにより、当年度未処理欠損金は52億3,834万7,551円と減少し、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は給水収益の増などにより6,066万9,615円の増収となり、支出では固定資産除却費で地方公営企業法施行令第18条第5項ただし書の規定による超過支出があったことなどにより、合わせて7,179万7,329円の超過となりました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより1,417万7,730円の減収となり、支出では建設改良費などで1,241万648円の不用額を生じました。

なお、3億3,042万1,522円の当年度純利益を生じ、前年度からの繰

越欠損金を埋めた後の残額 2 億 7, 8 7 6 万 2, 5 7 1 円については、1, 4 0 0 万円を減債積立金として処分し、残る 2 億 6, 4 7 6 万 2, 5 7 1 円については翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は一般会計負担金の減などにより 3 億 3, 6 5 3 万 8, 4 2 9 円の減収となり、支出では固定資産除却費の減などにより 1 億 2, 3 2 0 万 2, 2 9 6 円の不用額を生じました。

資本的収支におきましては、収入は企業債借入れの減などにより 5 億 4, 8 7 7 万 5, 7 2 8 円の減収となり、支出では建設改良費や貸付金などで 6 億 6, 6 3 7 万 2 6 3 円の不用額を生じました。

なお、3 億 7, 8 3 6 万 2, 3 9 0 円の当年度純利益を生じ、当年度未処理欠損金は 9 3 億 2, 3 5 3 万 4, 0 5 8 円と減少し、同額を翌年度繰越欠損金として処理する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支におきましては、収入は産業廃棄物等処分手数料の増などから 2, 4 2 2 万 1, 3 6 6 円の増収となり、支出では維持管理費の減などにより 6 3 2 万 9, 0 8 9 円の不用額を生じました。

なお、1, 0 7 8 万 6, 4 5 5 円の当年度純利益が生じたことにより、当年度未処分利益剰余金は 1 億 5, 0 1 5 万 7, 4 6 0 円となりましたが、このうち 1 0 0 万円を利益積立金として処分し、残る 1 億 4, 9 1 5 万 7, 4 6 0 円については翌年度繰越利益剰余金として繰り越す予定であります。

次に、議案第 2 3 号から議案第 2 7 号までについて説明申し上げます。

議案第 2 3 号 国民健康保険事業運営基金条例案につきましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保する目的で、国民健康保険事業運営基金を設置するものであります。

議案第 2 4 号 市立学校設置条例の一部を改正する条例案につきましては、平成 2 5 年 3 月 3 1 日をもって祝津小学校を廃止するものであります。

議案第25号及び議案第26号の工事請負変更契約につきましては、長橋中学校及び桜町中学校の校舎耐震補強ほか改修工事の請負変更契約をそれぞれ締結するものであります。

議案第27号 不動産の取得につきましては、旧国鉄手宮線整備事業に係る事業用地として土地を取得するものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。